

2018年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2018年)				旧(2017年)					
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
03.01		魚(生きているものに限る。)			03.01		魚(生きているものに限る。)		
0301.11		[略]			0301.11		[同左]		
0301.19		[略]			0301.19		[同左]		
		－その他の魚(生きているものに限る。)					－その他の魚(生きているものに限る。)		
0301.91		[略]			0301.91		[同左]		
0301.95		－その他のもの			0301.95		－その他のもの		
0301.99		－養魚用の稚魚			0301.99		－養魚用の稚魚		
		－ぶり(セリオーラ属のもの)					－ぶり(セリオーラ属のもの)		
	111	5		KG	111	5	－ぶり(セリオーラ・ク インクエラディア ータ)		KG
	119	†		KG	119	†	－その他のもの		KG
	120	0		KG	120	0	－こい		KG
	190	0		KG	190	0	－その他のもの		KG
	210	6		KG	210	6	－にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG
	220	2		KG	220	2	－その他のもの		KG
							－ひらめ(パラリクティス属のもの)		
					230	5	[削除]		KG
	290	†		KG	290	2	－その他のもの		KG
03.02		[略]			03.02		[同左]		
03.08		[略]			03.08		[同左]		
[略]					[同左]				
27.01		[略]			27.01		[同左]		
27.06					27.06				
27.07		高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			27.07		高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		
2707.10		[略]			2707.10		[同左]		
2707.40					2707.40				
2707.50	000	3		KG	2707.50		－その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 3405の方法(ASTM D 86の方法と同等の方法)による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2707.91 2707.99	000	3 -その他のもの [略] -その他のもの		KG	2707.91 2707.99	010 090	6 2 -温度15度における比重が 0.83以下のもの -その他のもの [同左] -その他のもの -温度15度における比重が 0.83以下のもの -その他のもの		KG KG
27.08 27.10 27.11		[略] 石油ガスその他のガス状炭化水素 -液化したもの			27.08 27.10 27.11	010 090	6 2 [同左] 石油ガスその他のガス状炭化水素 -液化したもの		KG KG
2711.11 2711.12 2711.13	010	0 -ブタン -アンモニア、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		MT	2711.11 2711.12 2711.13	010	0 -ブタン -アンモニア、2-エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		MT
2711.14 2711.29 27.12 27.15	020	3 -その他のもの [略] [略]		MT	2711.14 2711.29 27.12 27.15	020	3 -その他のもの [同左] [同左]		MT
[略]		[略]			[同左]		[同左]		
29.01 29.24 29.25		[略] カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物 -イミド及びその誘導体並びにこれらの塩			29.01 29.24 29.25		[同左] カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物 -イミド及びその誘導体並びにこれらの塩		
2925.11 2925.12 2925.19	000	4 [略] -その他のもの		KG	2925.11 2925.12 2925.19	100 900	6 1 -エチレンビスプロモノルボルナンジカルボキシミド及びエチレンビステトラプロモフタルイミド -その他のもの		KG KG
2925.21 2925.29 29.26 29.42		[略] [略] [略]			2925.21 2925.29 29.26 29.42		[同左] [同左] [同左]		
[略]		[略]			[同左]		[同左]		
37.01 37.02		[略] 感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)			37.01 37.02		[同左] 感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3702.10 ∧ 3702.44		[略] －その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)			3702.10 ∧ 3702.44		[同左] －その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)		
3702.52 3702.53 3702.54	000 4	[略] [略] －幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの(スライド用のものを除く。)	<u>SM</u>	<u>M</u>	3702.52 3702.53 3702.54		[同左] [同左] －幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの(スライド用のものを除く。)		
					010 0		－幅が35ミリメートルのもの	<u>SM</u>	<u>M</u>
					090 3		の －その他のもの	<u>SM</u>	<u>M</u>
3702.55 ∧ 3702.98		[略]			3702.55 ∧ 3702.98		[同左]		
37.03 ∧ 37.07		[略]			37.03 ∧ 37.07		[同左]		
[略]					[同左]				
52.01 ∧ 52.04 52.05		[略] 綿糸(綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) －単糸(コームした繊維製のものを除く。) －714.29デシテックス以上のもの(メートル式番手14以下のもの)			52.01 ∧ 52.04 52.05		[同左] 綿糸(綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) －単糸(コームした繊維製のものを除く。) －714.29デシテックス以上のもの(メートル式番手14以下のもの)		
5205.11	010 5	－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG	5205.11	010 5	－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG
	020 1	－その他のもの		KG		023 4	－綿のみから成るもの		KG
						029 3	－他の繊維を混ぜたもの		KG
5205.12 ∧ 5205.28		[略] －マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。)			5205.12 ∧ 5205.28		[同左] －マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。)		
5205.31	010 6	－構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)		KG	5205.31	010 6	－構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)		KG
	020 2	－その他のもの		KG		021 3	－その他のもの		KG
						029 4	－他の繊維を交えてないもの		KG
							－その他のもの		KG

新(2018年)				旧(2017年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
[略]				[同左]					
60.01		パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			60.01		パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6001.10		[略]			6001.10		[同左]		
6001.29		—その他のもの			6001.29		—その他のもの		
6001.91		[略]			6001.91		[同左]		
6001.92	015	—人造繊維製のもの		KG	6001.92	015	—人造繊維製のもの		KG
		— — — ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が142センチメートル以上のものに限る。)					— — — ポリエステル製のたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が142センチメートル以上のものに限る。)		
	020	— — — その他のもの		KG		017	— — — たてメリヤスのもの		KG
		— — — — たてメリヤスのもの				019	— — — — 合成繊維製のもの		KG
		— — — — — その他のもの					— — — — — 再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG
	092	— — — — — 合成繊維製のもの		KG		092	— — — — — その他のもの		KG
		— — — — — ポリエステルのもの					— — — — — 合成繊維製のもの		
	094	— — — — — その他のもの		KG		094	— — — — — ポリエステルのもの		KG
	099	— — — — — 再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG		099	— — — — — その他のもの		KG
6001.99		[略]			6001.99		[同左]		
60.02		[略]			60.02		[同左]		
60.06		[略]			60.06		[同左]		
[略]				[同左]					
61.01		[略]			61.01		[同左]		
61.15		[略]			61.15		[同左]		
61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6116.10		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの			6116.10		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
		—綿製のもの					—綿製のもの		
	151	— — — プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	PR	KG	151	5	— — — プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	PR	KG
	152	— — — 編み上げたもの	PR	KG	152	6	— — — 編み上げたもの	PR	KG
		— — — 縫製したもの					— — — 縫製したもの		
		— — — その他のもの					— — — その他のもの		
		— — — 手袋のもの					— — — 手袋のもの		
	161	— — — — 編み上げたもの	PR	KG	161	1	— — — — 編み上げたもの	PR	KG
	162	— — — — 縫製したもの	PR	KG	162	2	— — — — 縫製したもの	PR	KG
		— — — — 手袋以外のもの					— — — — 手袋以外のもの		
	163	— — — — 編み上げたもの	PR	KG	163	3	— — — — 編み上げたもの	PR	KG
	164	— — — — 縫製したもの	PR	KG	164	4	— — — — 縫製したもの	PR	KG
		— — — — — その他のもの					— — — — — その他のもの		
		— — — — — プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの					— — — — — プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
	251	— — — — — 編み上げたもの	PR	KG	251	0	— — — — — 編み上げたもの	PR	KG
	252	— — — — — 縫製したもの	PR	KG	252	1	— — — — — 縫製したもの	PR	KG
		— — — — — その他のもの					— — — — — その他のもの		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
6116.91 6116.93 6116.99	261	-----手袋のもの	PR	KG	6116.91 6116.93 6116.99	261	-----手袋のもの	PR	KG
	262	-----編み上げたもの	PR	KG		262	-----編み上げたもの	PR	KG
	269	-----縫製したもの	PR	KG		263	-----縫製したもの	PR	KG
		-----手袋以外のもの	PR	KG		264	-----手袋以外のもの	PR	KG
		-----編み上げたもの				263	-----編み上げたもの	PR	KG
		-----縫製したもの				264	-----縫製したもの	PR	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		[略]					[同左]		
	000	-----その他の繊維用繊維製のもの	PR	KG			-----その他の繊維用繊維製のもの		
61.17		その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.17		その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6117.10		---ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベールその他これらに類する製品			6117.10		---ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベールその他これらに類する製品		
		---ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの					---ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
		[削除]				011	---絹(絹のくずを含む。)製のもの	NO	KG
	012	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG		012	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
	013	---合成繊維製のもの	NO	KG		013	---合成繊維製のもの	NO	KG
		[削除]				014	---再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
	019	---その他のもの	NO	KG		019	---その他のもの	NO	KG
		---その他のもの				091	---絹(絹のくずを含む。)製のもの	NO	KG
		[削除]				092	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
	092	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG		092	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
	093	---合成繊維製のもの	NO	KG		093	---合成繊維製のもの	NO	KG
		[削除]				094	---再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
6117.80	099	---その他のもの	NO	KG	6117.80	099	---その他のもの	NO	KG
		---その他の附属品					---その他の附属品		
		---ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの					---ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
	014	---綿製のもの	NO	KG		014	---綿製のもの	NO	KG
	015	---その他のもの	NO	KG		015	---その他のもの	NO	KG
		---その他のもの					---その他のもの		
		---ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの					---ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	110	---ネクタイ	NO	KG		111	---絹(絹のくずを含む。)製のもの	NO	KG
						112	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
						113	---人造繊維製のもの	NO	KG
						119	---その他のもの	NO	KG
	190	---その他のもの	NO	KG		190	---その他のもの	NO	KG
		---その他のもの					---その他のもの		
	910	---ネクタイ	NO	KG			---ネクタイ		

新(2018年)					旧(2017年)									
統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
6117.90	990	2 -----その他のもの [略]		KG	6117.90	911	0 -----絹(絹のくずを含む。)製のもの		NO	KG				
											919	1 -----その他のもの	NO	KG
											990	2 -----その他のもの [同左]		
[略]					[同左]									
62.01 }	010	[略]		NO	62.01	011	[同左]		NO	KG				
62.16 }		5 その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第62.12項のものを除く。) - 附属品 - ベルト			62.16 }		6 -----絹製の帯(幅が30センチメートル以上、長さが4メートル以上のもの)				KG			
62.17					62.17							その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第62.12項のものを除く。) - 附属品 - ベルト		
6217.10	090	1 --その他のもの [略]		KG	6217.10	019	0 --その他のもの		NO	KG				
6217.90					6217.90	090	1 --その他のもの [同左]		KG	KG				
[略]					[同左]									
71.01 }	000	[略]		KG	71.01	020	[同左]		KG	KG				
71.11 }		5 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの - 貴金属又はその化合物を含む 灰			71.11 }		4 --白金のもの							
71.12					71.12						貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの - 貴金属又はその化合物を含む 灰			
7112.30					7112.30	090	4 --その他のもの [同左]		KG	KG				
7112.91 }		[略]			7112.91		[同左]							
7112.99		[略]			7112.99		[同左]							
71.13 }		[略]			71.13		[同左]							
71.18		[略]			71.18		[同左]							
[略]					[同左]									
74.01		[略]			74.01		[同左]							
74.02		[略]			74.02		[同左]							
74.03		精製銅又は銅合金の塊 [略]			74.03		精製銅又は銅合金の塊 [同左]							
7403.11 }	011	[略]		KG	7403.11	011	[同左]		KG	KG				
7403.19		2 - 銅合金			7403.19		2 - 銅合金							
7403.21 }		2 [略]			7403.21		[同左]							
7403.22 }	7403.22		[同左]											
7403.29	3 --その他の銅合金(第74.05項のマスターアロイを除く。) -- 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの -- -- 銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)			KG	7403.29	019	3 --その他の銅合金(第74.05項のマスターアロイを除く。) -- 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの -- -- 銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)		KG	KG				
	019	3 --その他のもの		KG		019	3 --その他のもの		KG	KG				

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
74.04 ～ 74.19 [略]	021 5 029 6 030 0	――課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	KG	KG	74.04 ～ 74.19 [同左]	021 5 029 6 031 1 039 2	――課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	KG	KG
		――銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)					――銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)		
		――その他のもの					――その他のもの		
		――課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの					――課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		
84.01 ～ 84.42 84.43	[略]	印刷機(第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及び附属品 [略]			84.01 ～ 84.42 84.43	[同左]	印刷機(第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及び附属品 [同左]		
8443.11 ～ 8443.19	[略]	――その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)			8443.11 ～ 8443.19	[同左]	――その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)		
8443.31	000 2	――印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	NO	NO	8443.31	――印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	NO	NO	
8443.32 ～ 8443.99 84.44 ～ 84.82 84.83	[略]	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュウ、ローラスクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)			8443.32 ～ 8443.99 84.44 ～ 84.82 84.83	[同左]	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュウ、ローラスクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)		
8483.10 8483.20	000 3	――軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。)	NO	KG	8483.10 8483.20	――軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。)			
						010 5	――ファクシミリ送信の機能を有するもの(フラットベッドスキヤナを有しないものに限る。)		NO
						090 1	――その他のもの		NO

新(2018年)				旧(2017年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8483.30 }		[略]			8483.30 }	010 6	—自動車用のもの	NO	KG
8483.90 }		[略]			8483.90 }	090 2	—その他のもの	NO	KG
84.84 }		[略]			84.84 }		[同左]		
84.87 }		[略]			84.87 }		[同左]		
[略]					[同左]				
85.01 }		[略]			85.01 }		[同左]		
85.16 }		電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)			85.16 }		電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)		
85.17		[略]			85.17		[同左]		
8517.11 }		[略]			8517.11 }		[同左]		
8517.18		—その他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)			8517.18		—その他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)		
8517.61 }		[略]			8517.61 }		[同左]		
8517.62		—音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器及びルーティング機器を含む。)			8517.62	000 †	—音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器及びルーティング機器を含む。)		NO
	010 †	—スイッチング機器及びルーティング機器		NO					
	090 †	—その他のもの		NO					
8517.69 }		[略]			8517.69 }		[同左]		
8517.70 }		[略]			8517.70 }		[同左]		
85.18 }		[略]			85.18 }		[同左]		
85.27 }		モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			85.27 }		モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
85.28		[略]			85.28		[同左]		
8528.42 }		[略]			8528.42 }		[同左]		
8528.69		[略]			8528.69		[同左]		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8528.71 8528.72	010 4	—テレビジョン受像機器(ラジオ 放送用受信機又は音声若しく はビデオの記録用若しくは再 生用の装置を自蔵するかしな いかを問わない。)			8528.71 8528.72	010 4	—テレビジョン受像機器(ラジオ 放送用受信機又は音声若しく はビデオの記録用若しくは再 生用の装置を自蔵するかしな いかを問わない。)		
		[略]			[同左]				
	090 0	—その他のもの(カラーのもの に限る。)	NO	NO		020 0	—その他のもの(カラーのもの に限る。)		NO
		—液晶式のもの			—プラズマ式のもの				
8528.73 85.29 85.48	090 0	—その他のもの	NO	NO	8528.73 85.29 85.48	090 0	—その他のもの		NO
		[略]			[同左]				
		[略]					[同左]		
90.01 90.07 90.08	000 3	[略]			90.01 90.07 90.08	010 6	[同左]		
		[略]			[同左]				
9008.50 9008.90	000 3	投影机、写真引伸機及び写真縮 小機(映画用のものを除く。)	KG	KG	9008.50 9008.90	010 6	投影机、写真引伸機及び写真縮 小機(映画用のものを除く。)		KG
		[略]			[同左]				
		一部分品及び附属品				090 2	一部分品及び附属品		KG
90.10 90.33		[略]			90.10 90.33		—その他のもの		KG
		[略]					[同左]		
		[略]					[同左]		